

No.	議題	資料名	ページ番号	該当箇所	確認したい内容	回答
1	公園遊具に関する考え方	要求水準書	49ページ 50ページ		遊具について、要求水準にかかれている内容について対話を通じて深く理解したい ・大型複合遊具は、遊具メーカーによる既製品ではなく、オリジナルの製品を想定しているのでしょうか。参考としている事例があれば教えていただきたい。 ・市内の大型遊具の最大はどの公園にあるのでしょうか。 ・幼児用遊具としてふわふわドームの提案は必須でしょうか。 ・健康遊具は、当社実績では利用率が非常に低い課題があるが、どのような健康器具を想定しているのでしょうか。	1点目：既製品・オリジナル製品かは問いません。景観との調和と独自性を評価します。参考事例はございません。 2点目：エンゼル公園(青毛地区)が権現堂公園(小右衛門地区)です。 3点目：事業者の提案によるものとします。 4点目：事業者の提案によるものとします。ウォーキングコース等の他の機能と組み合わせるなど、利用率を高める工夫を期待します。
2	カルチャー機能について	要求水準書	38ページ 39ページ		多目的室の在り方について、対話を通じて整理したい ・会議室として利用される方から音漏れによるクレームに対応すべく、多目的室の防音機能について明確な基準を示していただきたい。 ・音響設備はどの程度を想定しているか。 ・災害時機能が含まれているが、どのような使われ方を想定しているか。 電力供給が停止した場合にどの程度対応できる必要があるか。	1点目：防音性能の設定においては事業者提案によるものとしますが、会議・囲碁・将棋などの同時利用があった場合に不都合なく利用できる設えとしてください。 2点目：多目的室を1室として利用する際に、100人程度が参加する講義等で利用できるような設備を想定しています。常設ではなく、ポータブル機器の貸し出しも可とします。 3点目：施設利用者、近隣住民の一時的な避難スペースとして想定しています。対応能力の基準はなく、事業者の提案によるものとします。なお、地震災害時は、新ごみ処理施設からの電力供給は3日以内に復旧することとしています。
3	地域への貢献	別紙2 加点項目審査の評価基準		Ⅵ 入札者独自の提案に関する事項	地域への貢献に対する考え方において、落札者決定基準の地域経済への貢献(発注金額、地元雇用)については、イベントの開催よりも、地元企業への発注金額や地元雇用(人数)の方が評価されるというイメージでしょうか。	Ⅵ 入札者独自の提案に関する事項「(3)地域への貢献」「地域経済への貢献(発注金額、地元雇用)」については、具体的に提案されているか。」については、お見込みのとおりです。イベントの開催については、Ⅴ 運営「(5)イベント」の項目において評価します。
4	多目的室の利用方法について	要求水準書	38頁	エ.カルチャー機能(ア)多目的室 a.	カラオケや楽器演奏ができる部屋の面積及び利用人数をご教示ください。また、その部屋について、分割利用できる設えとする必要はありますか。	前段、後段ともに事業者の提案によるものとします。利便性・防音性に配慮して計画を行ってください。
5	土壌汚染状況調査業務について	要求水準書	56頁	7.土壌汚染状況調査業務ア	公園敷地の土壌汚染状況調査を事業者にて行うこととなっていますが、調査結果の内容によって、工期及び事業費等に与える影響が大きくなるものが想定されるため、事前に市側で行っていただくことは可能でしょうか。	原案どおりとします。
6	屋内温水プール施設の実績について	入札説明書	12頁	1.設計業務を行う者(4)	余熱利用施設の設計業務を担う者は、25m以上の屋内温水プール施設の実設計業務を完了した実績を有していることとございますが、25m以上の屋内温水プールであれば、増築工事の実設計業務実績でも認められると考えて宜しいでしょうか。	25m以上の屋内温水プールについて、新築の場合と同等の業務を完了していれば、実績として認めます。
7	新ごみ処理施設との連携について	閲覧資料11			新ごみ処理施設の設計図について、より詳しい情報を提供ください。	可能な範囲で要求水準書閲覧資料として提供します。
8	液状化の可能性について	要求水準書	28頁	エ.構造計画の考え方	閲覧資料1(地質調査報告書)p.42によると150ガルの地震に対し液状化の可能性は低いとのことだが、要求水準書において構造体「Ⅱ類」が前提ということもあり、350ガル(大規模地震想定)での液状化の可能性についてはどう考えていますか。	東日本大震災クラスの地震においても、液状化の被害は発生しておりません。
9	施設利用方法について	要求水準書	16頁	7.諸条件(4)本施設の利用方法	(エ)フィットネススタジオ及び(オ)多目的室に「自由利用を原則とする」と記載がございますが、明確な利用目的がある施設における「自由利用」についてのお考えをお教えください。また、自由利用を原則とした場合自主事業の開催頻度において制限等はございますか。	前段：自由利用とは、利用者の制限(対象年齢、性別、居住地など)が無く利用できるという意味です。 後段：制限はありません。
10	学校水泳授業について	要求水準書	34頁	2章、4節、3.各機能に係る案件	今後予定されている中学校の水泳授業について、現状想定されている時期や学校数、施設利用スケジュールについてご教示ください。また、水泳授業での利用にあたっては占有利用という理解でよろしいでしょうか。	学校利用の実施を含め、詳細は未定です。なお、現在は、各学校・学年ごとに年1~4回程度の授業を行っています。対象は市内の中学校を想定しています。詳細は実施が決定した場合に教育委員会と協議してください。
11	バスについて	要求水準書	54頁	駐車場	バス等の運行はどのように考えているのでしょうか？またバスのサイズを教えてください。	現時点では市内全域の公共交通について検討中です。サイズは未定ですが、一般的な路線バスの大きさを参考としてください。
12	健康測定の場所	要求水準書		カルチャー機能	健康測定の専用室を設けるべきでしょうか、それとも多目的室で行うべきでしょうか。	専用室を設けることは想定していませんが、事業者の提案によるものとします。
13	「飲食サービス提供」に関する基準	要求水準書	96ページ	飲食サービス提供業務	要求水準の内容及び飲食サービスに関する性能評価点の割合において、収益性を考えると、大規模な飲食店の出店は難しく、「余熱利用施設運営業務」のうち、飲食サービスの提供に関する性能評価点の割合を下げてもらうことはできないでしょうか。例えば飲食サービスを含む評価項目において設計で25点、及び運営で30点の性能評価点が設定されているが、そのうち飲食サービスの配点は何点あるのでしょうか。	原案どおりとします。また、細分化した性能評価点は設定していません。

No.	議題	資料名	ページ番号	該当箇所	確認したい内容	回答
14	公園敷地の一部使用について(土のストックヤード、新設道路工事の資材置き場)	要求水準書	60ページ	工事計画策定に当たり留意すべき項目	公園敷地工事中に、他の事業者が敷地を出入りする際のルール等があれば教えてください。例えば、新設処理施設側及び新設道路工事側で利用するストックヤードや資材置き場について、どのように管理するのか、また、安全資材の配置やガードマン配置などの設定はあるか、どちらの管理所掌か不明確にならないようにしたいと考えています。	土のストックヤードは、新設道路に近接した公園用地内に一定期間設置し、市が別途行う新設道路工事及び水道工事、新設処理施設敷地造成などにおける残土置き場として、市が管理し、活用することを想定しています。 現時点では管理上のルールはありませんが、ストックヤードや土を利活用する際には、市と協議するようしてください。 公園造成時において土を管理する場所が別途必要な場合は、事業者にて計画してください。
15	新設処理施設との接続(公園)	閲覧資料11		新設処理施設との敷地境界計画書	新設処理施設と公園をつなぐ道路の接続部分や新設処理施設敷地の高さが分かる詳細図を提供ください。	可能な範囲で要求水準書閲覧資料として提供します。
16	道路について	閲覧資料6		周辺整備計画図(予定)	接続道路について廃止する部分および公園と市道昌蒲1525号線の接続について確認させてください。	要求水準書閲覧資料6を参照してください。 昌蒲清掃センターから南に向かう現道と市道昌蒲1525号線との接続部分について、閲覧資料11を修正します。
17	匿名表記について	様式集及び作成要領		Ⅲ.(2)②	匿名にて提案書を作成することになりますが、各企業における本事業に関連する実績などを提案書に記載する場合、どの程度まで表現することが許容されますでしょうか。 コンソーシアムメンバー以外の助言機関等については明記しても良いでしょうか。	前段:企業等が特定されるような表現は許容されません。 後段:不可とします。
18	基礎審査項目チェックシート	様式集及び作成要領	様式L-1		様式L-1(基礎審査項目チェックシート)はいつ頃公表予定でしょうか。	入札説明書等に関する第1回質問の回答公表時を予定しています。
19	関心表明書	様式集及び作成要領			外部借入における資金調達先に係る関心表明書以外の関心表明書の取扱いは何か制限があるのでしょうか。	外部借入における資金調達先に係る関心表明書以外の関心表明書を添付することは可能とします。
20					提案書の副本は企業名を伏せて匿名とすることとなっていますが、正本も匿名で表記し、読み替え表で対応することは可能でしょうか。	可とします。
21		要求水準書(案)			ごみ処理施設との連携として、ごみ処理施設敷地部分及び建物部分を活用した提案が可能か。	ごみ処理施設との調整が実現可能であり、また、公表資料から判断可能な範囲であれば、提案可能です。
22	利用慮金等の収入の還元について	要求水準書	P7	利用慮金等の収入の還元	「事業者は、本施設利用者から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、その利益の一部相当を事業者の提案による方法により、本市あるいは市民に還元するものとする。」とありますが、想定を大きく上回るとは具体的にどのような上昇幅、基準を想定しているのでしょうか。	基準の設定はありませんので事業者判断となります。
23	飲食サービス提供について	要求水準書	P96	飲食サービス提供業務	飲食サービス提供業務について、コロナ禍等による影響が記憶に新しいのですが、大きな打撃を受けた店舗も多いという理解をしており、この飲食サービス提供業務について貴市のお考えや、想定されているイメージをご教授いただけますでしょうか。	事業者の提案によるものと捉えています。
24	自主事業について	要求水準書	P99	自主事業	自主事業について講座やイベントの実施が期待されていると理解しております。自動販売機についても例示されており、飲食サービスは要求水準にて求められているなか、貴市にて想定されている事業内容があればご教授いただけますでしょうか。例えば、公園や施設利用に必要となる物品販売やレンタル等は考えられると想定しております。	事業者提案によるものとします。
25	提案施設について	要求水準書案に関する質問への回答	P7,9	質疑回答	提案施設としてテニスコートや有料遊具の設置は不可である旨の質疑回答がありますが、「不特定多数の利用者が無料で使用できる施設」との理解をしております。間違いないでしょうか。貴市のお考えをご教授いただけますでしょうか。	お見込みのとおりです。提案施設の内容によっては、利用料金収入を徴収することも可とします。
26	付帯施設の設置管理許可期間	入札説明書	P5	付帯施設(付帯事業)について	都市公園法を遵守し、公園施設の設置管理許可の申請をすること。と記載されていますが、付帯施設の建設の着工時期を決定するため、申請から許可までの期間は何日と設定し収支計画を立てればよろしいでしょうか。	市で設置管理許可の事例がないため、あくまで参考ですが、申請日から許可書交付日まで、標準的に30日程度要することを見込んでください。
27	飲食機能について	契約書約款	P34	第88条第2項(3)号	第88条第2項(3)号に、「事業者が提供するサービスが、第63条第1項に規定する維持管理及び運営業務に対するモニタリングの結果、事業者の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち100日以上、維持管理及び運営業務における要求サービス水準を満たしていないと認められる状況が存在したとき」、市は事業契約解除することができることと記載されていますが、飲食機能の不採算により飲食企業が撤退し、30日以上経過した場合は、事業契約解除となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、真にやむを得ない理由により、飲食サービス提供業務の継続が難しい場合、かつ事業者が代替企業に委託できない場合には、事業者の財務状況への影響に配慮し、市は、事業者と協議のうえ対応方法を決定します。

No.	議題	資料名	ページ番号	該当箇所	確認したい内容	回答
28	ZEB Readyについて	要求水準書	P29	設備計画の考え方	ZEB Ready相当以上の基準を満たすことと記載されていますが、本施設は温水プールや温浴機能等、エネルギー消費量の大きい施設です。東京都財務局が公表しているZEB化の手引き(学校編)では、温水プールや浴場施設の給湯設備は評価対象外としています。市として基準を満たす見込み段階で、評価対象外とする設備はありますでしょうか？エネルギー削減量には、創エネ分も計算に含んでよいでしょうか。	本市において基準はありません。ZEBの定義は環境省が示すものに準ずることとし、ZEB Readyの場合は、省エネのみで計算してください。
29	飲食機能について	要求水準書	P39	飲食機能	広間への飲食機能の提供は、弁当のデリバリーでもよいでしょうか。	可とします。
30	飲食機能について	要求水準書	P37	広間	広間について、脱衣室と近接させることとあるが、この要求水準を緩和していただくことは可能でしょうか。	可とします。要求水準書を修正します。
31	調整池	要求水準書	P50	水遊び場	基本計画から調整池の位置が変更になった点と小川が追加された点について、変更の経緯をお教えください。	調整池の配置については、新ごみ処理施設の雨水も受けることになり必要対策量が変更となったこと、また放流先が東側であることの2点により東側としましたが、あくまでも事業者の提案に委ねます。小川については、集客の観点から条件を追加しました。
32	自主事業の光熱水費	入札説明書	P9	表1 本事業におけるサービス対価・運営収入の対象	自主事業(教室・物品販売等)の光熱水費(電気以外)は事業者負担になっておりますが、切り分けが困難なため、算出方法は事業者側で決定すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	法令変更・不可抗力に係る協議	事業契約書約款	P39、P41		第93条、96条のそれぞれ第2項について、期日までに合意しない場合、事業者は市の決定に従わなければならないとなっておりますが、この期日を撤廃又は表現を緩和頂けないでしょうか。	原案どおりとします。ただし、期日について市及び事業者で合意できた場合には、合意した期日に従うものとします。
34	著作権の利用等	事業契約書約款	P45	第104条	第1項について、「本市が自ら複製し、もしくは～修正させることを許諾する」とありますが、この場合は事前に事業者側と協議・合意がある認識で宜しいでしょうか。また、第3項にて事業者は市に対して、成果物等を自由に公表する権利を予め許諾する一方、第4条では事業者自らが成果物等を公表するには「市の許諾が必要」となっており、条件が平等ではないため、想定している事例等、その意図をご教示ください。	前段：お見込みのとおりです。後段：事業者が成果物等の公表を行う場合は、予め本市と協議のうえ、公表する内容等について承諾を得てください。
35	管理運営機能及びプール施設の配置について	要求水準書	40項	2.4.(3)キ.(ア).f	メインエントランスの位置の提案と管理運営機能の配置と公園との関係性について、メインエントランスの位置を駐車場側からとして問題ないでしょうか。	可とします。要求水準書を修正します。
36	付帯施設の考え方について	要求水準書	101項	7.イ	飲食機能を公園敷地側に設置した場合の余熱利用施設の延べ床面積について、6,000㎡程度として問題ないでしょうか。	問題ありません。
37	新ごみ処理施設との連携について	要求水準書	20項	2.3.(1).ア	新ごみ処理施設の屋上庭園につながる散策路との一体性セキュリティラインの考え方について、屋上庭園の散策路の開放時間はどのように想定しているでしょうか。	屋上庭園も公園の一部として楽しんでいただくことを前提に、建物への出入口でセキュリティラインをとれば問題ありません。ごみ処理施設の散策路は常時開放です。
38	新ごみ処理施設との連携について	閲覧資料11			新ごみ処理施設の外装仕上げ、平面図、立面図、断面図などの基本情報について提供していただきたい。	可能な範囲で要求水準書閲覧資料として提供します。
39	各機能に係る要件	要求水準書	34項	2.4.(3)ア.(ア).m	プールの中学校利用について、想定される利用生徒数や頻度、別途専用動線を設けるような特筆すべき要求の有無をお示ください。	学校利用の実施を含め、詳細は未定です。なお、現在は、各学校・学年ごとに年1～4回程度の授業を行っています。対象は市内の中学校を想定しています。詳細は実施が決定した場合に教育委員会と協議してください。
40	プール利用について	要求水準書	42項	2.4.(3)ク.(イ)	余熱利用施設と新ごみ処理施設を渡り廊下で連結させた場合の新ごみ処理施設側の共用部の機能について、情報提供をいただきたい。	可能な範囲で要求水準書閲覧資料として提供します。
41	環境発電機能について	要求水準書	3項	1.4.(1)	余熱利用施設の延べ床面積の上限値と下限値の目安について教えてください。	公共施設の集約(アセットマネジメント)の観点があることから6,000㎡程度としますが、集客性や利便性、施設の魅力を向上するために必要な面積であれば、予定価格内で整備することを条件に、事業者の提案による増減を認めず。具体的な上限・下限は設けません。
42	プール機械室	要求水準書	41頁	2章4(3)キ.(エ).d	「プール機械室は地下設置不可とする。」とありますが、T.P.+12.04m以上のレベルで設置すれば、建築基準法上、地階となっても良いという理解でよろしいでしょうか。	T.P.+12.04mより上に設置していれば問題ありません。

No.	議題	資料名	ページ番号	該当箇所	確認したい内容	回答
43	新ごみ処理施設の屋上庭園につながる散策路	要求水準書	42頁	2章4(3)キ(カ)a	「新ごみ処理施設の屋上庭園につながる散策路との連続性・一体性を考慮することとし、…」とありますが、閲覧資料11のT.P.+24.1mで新ごみ処理施設とEXP.Jなどでつなぎ、人が歩ける散策路を設けるという理解でよろしいでしょうか。また、この散策路は必須機能でしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:必須機能ではありませんが、連続性・一体性を考慮した計画としてください。
44	熱供給に関する確認	添付資料8			「取り合い点での仕様等:地盤面+4.820mm程度」とありますが、T.P.基準ですといくつになりますでしょうか。	T.P.+12.1m(地盤面)+4.82m=T.P.+16.92mとなります。 1階天井裏配管を想定しています。
45	公園部分の敷地境界線	閲覧資料3			閲覧資料3(現況敷地測量図)の公園部分の敷地境界線を教えてほしい。また、CADデータも提供いただきたい。	可能な範囲で要求水準書閲覧資料として提供します。
46	大規模修繕について	入札説明書	4ページ	(4)維持管理業務	建築物、建築設備等に係る大規模修繕は、本市が直接行うとしていますが、事業期間中に大規模修繕が発生すると想定されますが、その際のサービス購入料の取り扱いはどのようになるのでしょうか。	要求水準書P82に記載のとおり、事業者は、事業期間中に大規模修繕が発生しないように計画的に修繕をお願いします。 万一、設備機器を更新する必要がある場合、その要因に応じて事業契約書に基づき判断することになります。
47	公園への上水道引込み	要求水準書	22ページ	イ. 上水道	公園への上水道引込みは、余熱利用施設とは別ルートで引込むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	インフラ取合い点	要求水準書	23ページ	オ. 電力	閲覧資料9(インフラ取合い点)に、新ごみ処理施設工場棟から供給される電力は、高圧電力取合点の記載がありますが、余熱利用施設及び公園部それぞれにキュービクル設置が必要との理解でよろしいでしょうか。また、余熱利用施設に設置したキュービクル経由で公園へ電力を供給することも可能でしょうか。	ごみ処理施設からの供給は高圧のため、キュービクルの設置が必要です。 余熱利用施設、公園それぞれへの供給できるよう2か所の取り合いを予定しておりますが、事業者の提案によりいずれか1か所での取り合いでそれぞれに供給することも可とします。
49	太陽光発電設備について	要求水準書	30ページ	オ. 発電設備	太陽光発電設備を設置し、大規模修繕が必要となった場合には、市が修繕を行うとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P82に記載のとおり、事業者は、事業期間中に大規模修繕が発生しないように計画的に修繕をお願いします。
50	雨水流出抑制機能について	要求水準書	53ページ		「駐車場に雨水流出抑制機能を設けても良い」との記載がありますが、調整池容量は、流出抑制の対策量を減じた数値という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。必要対策量は、県条例に基づき盛土区域の面積によって確定するものです。計算に当たっては、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例申請・届出の手引き」を参考にしてください。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/usuijyourei/usuiyuyusyutu.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/usuijyourei/usuiyuyusyutu.html</a>
51	提案書の補足資料の添付について	様式C			A4の提案書に図や表を明記する際、元の資料から要点箇所を縮小して添付しますが、文字サイズが小さくなり判読が難しくなります。補足資料としてA3サイズの元資料の添付を認めていただけないでしょうか。資料の一例、リスク管理一覧表、レッスンスケジュール表、イベント一覧表など	認めません。
52	新設道路の管理について				新設道路の維持管理は市で行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	新設道路の渋滞について				利用者の多くが敷地北側新設道路から公園の西側駐車場を利用しますが、夏季の一時期は駐車場入場待ちの車で新設道路が渋滞する可能性があります。市道菖蒲6号線の渋滞をさけるために、新設道路の夏季の一時的な渋滞は容認されるとの理解でよろしいでしょうか。	誘導員を配置する等の対策を講じてください。ごみ収集車は敷地東側からの出入りを予定しています。
54	余熱利用施設・公園の施工における新設道路の使用について				余熱利用施設・公園の施工において、新設道路を工事車両が使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、大型車両等の新設道路の利用はできるだけ避けた計画としてください。
55	既存施設の年間利用者数について	閲覧資料14			利用料金収入及び無料で利用されている人数についても、教えていただけないでしょうか。	可能な範囲で要求水準書閲覧資料として提供します。
56	SPCの所在地について	基本協定書			当該株式会社は本市内に設立するものとありますが、施設完成後は、所在地を施設内としてもよろしいでしょうか。	可とします。
57	施設の利用料金	要求水準書	P15	表1-6	カルチャー料金が250円となっているが、プールのレッスン料として徴収できるのは、カルチャー料金250円とプールの利用料の合計が上限という意味でしょうか。	カルチャー機能の利用料金(目安)とは、多目的室の貸館料金を示しています。
58	施設の利用料金	要求水準書	P15	表1-6	利用料金について、様々な機能をまとめた料金体系もあわせてセット料金を提案しても良いでしょうか(時間あたりの施設も利用可など)。	セット料金だけの提案は認められませんが、各施設の利用料に加えて、セット料金を提案することは可能です。
59	余熱利用施設の建設・工事監理業務のサービス対価	事業契約約款(案)別紙5	67頁		工事期間が長期にわたるため、着工時に加えて、工事期間中の物価変動についても改定の対象としてほしい。	ご意見として承ります。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業 入札説明書等に関する第1回個別対話結果

No.	議題	資料名	ページ番号	該当箇所	確認したい内容	回答
60	調整池の考え方	要求水準書 閲覧資料13	4頁	雨水抑制施設の策定	雨水流出抑制施設の形状:オープン調整池又は地下式調整池又は混合式等、複数での提案も可能か? 想定水量は約5万㎡ととらえてよいでしょうか。	事業者の提案により、形状はいずれも可能です。 必要対策量は、県条例に基づき盛土区域の面積によって確定するものです。計算に当たっては、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例申請・届出の手引き」を参考にしてください。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/usuijyourei/usuiryuuusyutu.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/usuijyourei/usuiryuuusyutu.html</a>
61	雨水排水経路	要求水準書	51頁	力調整池機能	地下式調整池の場合の雨水流入方法において、平時において雨水を通すことは、要求水準書p.51「力調整池機能」(エ)の条件に関係ないと理解してよいでしょうか。	問題ありません。
62	メインエントランスについて	要求水準書	40頁	エントランスホール	余熱利用施設のメインエントランスの位置について、公園側ではなく駐車場側としてもよいでしょうか。また、駐車場側と新ごみ処理施設側からも出入口を設けることになっているが、3箇所必須でしょうか。	要求水準書を修正します。
63	新ごみ処理施設との敷地境界について	要求水準書 閲覧資料11			新ごみ処理施設との渡り歩廊等の敷地境界からの位置関係について、追加資料を提示してほしい。	可能な範囲で要求水準書閲覧資料として提供します。
64	新ごみ処理施設とのデザインの一体性について	要求水準書	21頁	新ごみ処理施設との連携	新ごみ処理施設との“一体性に配慮した建築デザインや施設配置とすること”について、広場の構造の詳細及び当該広場までの車両動線の想定を提示してほしい。	新ごみ施設事業側でのキッチンカーは検討中です。 事業者は、広場へのキッチンカーのアクセスとして、新ごみ処理施設の来場者用駐車場からつながる車路を使用できます。
65	新ごみ処理施設との連携について	落札者決定基準 別紙2	Ⅱ(1)②		新ごみ処理施設との“一体性や景観に考慮した計画提案”の評価について、開示されている資料に限られているので、例えば、屋上庭園の使い方やコンセプト等に関する情報をお示しいただきたい。	追加の閲覧資料をご確認ください。 また、広報くきの令和4年11月号～令和5年6月号にて新ごみ処理施設を紹介する連載記事を掲載していただきましたので、参考にしてください。
66	新ごみ処理施設との敷地境界について	要求水準書 閲覧資料11			新ごみ処理施設の渡り歩廊の施工について(工事スケジュールや施工ヤードの考え方)、敷地境界側を超えての施工や仮設設置等について、新ごみ処理施設側との調整が可能という前提でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者決定後の協議となります。
67	施工計画	要求水準書	60頁	工事策定に あたり留意すべき項目	新ごみ処理施設の工事車両搬出入経路や頻度についてお教えてください。	可能な範囲で要求水準書閲覧資料として提供します。
68	インフラ取合い点	要求水準書 閲覧資料10			敷地西側に残土置場があるが、協議により変更が可能という前提でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	公園内に設置した飲食機能の扱い	要求水準書	P.39	飲食機能	飲食施設を公園側に設けることは可としているが、付帯事業となるでしょうか、もしくは本施設となるでしょうか。 本施設の扱いとなる場合、付帯施設を別途設けることは問題ないでしょうか。 公園内に設置した飲食機能(必須施設)は、公園側の施設として提案すれば良いでしょうか(様式や支払い方法、維持管理等)	前段:本施設(必須施設)となります。要求水準書以外の飲食施設を設ける場合は、付帯施設となります。 中段:問題ありません。 後段:公園側の施設として提案してください。ただし、落札者決定基準の配点については、余熱利用施設の枠のままの点数配分です。「Ⅱ設計業務に関する事項 ②交流・賑わい」であれば、余熱利用施設のカルチャー機能と公園の飲食機能で25点の枠となります)
70	バスについて	要求水準書	54頁	駐車場	バス等の公共交通の乗り入れの予定はあるでしょうか。	市内全域の公共交通については検討中です。
71	飲食機能について	契約書約款	P.88		第88条 第2項(3)号に、「事業者が提供するサービスが、第63条第1項に規定する維持管理及び運営業務に対するモニタリングの結果、事業者の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち100日以上、維持管理及び運営業務における要求サービス水準を満たしていないと認められる状況が存在したとき」、市は事業契約解除することができる旨に記載されていますが、飲食機能の不採算により飲食企業が撤退し、30日以上経過した場合は、事業契約解除となりますでしょうか、飲食企業が撤退した場合、他の飲食企業を誘致するとしても、飲食企業が採算を確保することが出来ないと判断して撤退した場合、その撤退が1年以上前からの申し入れがあったとしても、他の飲食企業が誘致に応じる可能性は極めて低いため、飲食企業の撤退の場合、市との別途協議とさせていただきます。	お見込みのとおりです。ただし、真にやむを得ない理由により、飲食サービス提供業務の継続が難しい場合、かつ事業者が代替企業に委託できない場合には、事業者の財務状況への影響に配慮し、市は、事業者と協議のうえ対応方法を決定します。
72	維持管理及び運営業務の一時停止について	契約書約款	P.23		本市は、必要があると認めるときは、維持管理及び運営業務の内容を変更することができる。この場合において、本は、事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、維持管理及び運営業務の一時中止に伴う増加費用及び事業者が生じた損害額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額を負担するものとする。との記載がございますが、新ごみ処理場で発生した故障・事故等において、業務を停止せざるを得ない状況となった場合、その損害も市が負担することとなるの理解でよろしいでしょうか。施設のインフラを新ごみ処理施設を通して計画することが重要であるため、インフラが停止した場合の遺失利益も含めた確認となります。	お見込みのとおりです。

No.	議題	資料名	ページ 番号	該当箇所	確認したい内容	回答
73	ZEB Ready について	要求水準書	P29	設備計画の 考え方	ZEB Ready相当とのことだが、計算のみ行えば良いのでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	ろ過機の設 置	要求水準書	P34.37	プール、大浴 場	要求水準書に「具体的な浴槽の種類、機能、配置、規模等は事業者の提案によるものとするが、男女別にそれぞれ同時利用20人程度として計画すること。」とあるが、浴槽を分けて20人程度が同時利用できるという想定で問題ないでしょうか。 また、「各槽にろ過器を設けること。」とあるが、男女の白湯をまとめて1槽と考えて良いのでしょうか。	前段：問題ありません。 後段：不可とします。あくまでもそれぞれを1槽として計画してください。